

6 手続きの流れ

※再接種を受ける前に必要な手続きがあります。

【申請者(助成対象者)】

【瑞穂市】

①再接種前の手続き

「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書」に必要書類を添付して市へ提出

【添付書類】

- * 医師意見書 (様式あり)
- * 以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの(母子健康手帳又は接種履歴確認できるもの)

②申請受付・助成可否の決定

申請を受付後、内容審査を行い助成の可否を決定し、「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付(不交付)決定通知書」により通知

※変更または中止がある場合は③へ、ない場合は⑤へ

③変更又は中止の申請

交付決定後に申請の内容を変更するとき、又は再接種を中止するときは、「特別の理由による任意予防接種費用助成金変更申請書」を市に提出

④変更又は中止の決定

変更申請を受付後、当該申請の可否を決定し、「特別の理由による任意予防接種費用助成金変更承認(不承認)通知書」により通知

⑤再接種・費用支払い

交付決定後に、医療機関にて再接種を受け、接種費用を支払ってください。

⑥再接種費用の助成請求

再接種を受けた日から起算して1年を経過する日までに、「特別の理由による任意予防接種費用助成金交付請求書」に必要書類を添付して市へ提出

【添付書類】

- * 領収書(再接種を受けた医療機関名、接種日、予防接種の種類が記載されたもの)
- * 予防接種予診票の写し又は当該予防接種履歴が確認できるものの写し

⑦助成請求書の受理・助成金の交付

請求書に記載の口座に助成金を交付します。

問い合わせ先

瑞穂市役所 健康推進課

☎058-327-8611